

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室）

制 度 名	資源再生化施設等に係る特例措置の延長	
税 目	所得税、法人税	
要 望 の 内 容	<p>・ 措置の対象 循環型社会の形成を推進していくため、資源の有効利用の観点から、事業者が設置する以下の資源再生化設備等に係る所得税及び法人税の特別償却制度の延長。</p> <p>・ 措置内容（税率・課税標準〔現行措置と要望〕） 以下の設備について適用期限を延長 （1）生物資源利用製品製造設備 食品循環資源再生利用設備（特別償却率の割合 14%） ・ 食品循環資源肥料化設備、食品循環資源飼料化設備、食品循環資源油脂化設備、食品循環資源メタン化設備 生ごみ処理機及び保冷設備（特別償却率の割合 14%） ただし、ともに食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第19条に基づく大臣認定を受けた計画の実行に必要な設備に限定</p> <p>・ 関係条文 所得税（租特法第11条の6，同法施行令第6条の2，平8大蔵省告示96号） 法人税（租特法第44条の6，同法施行令第28条の8，平8大蔵省告示96号）</p>	
	減収見込額 （平年度）	- （ 48 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>政策目的</p> <p>近年、廃棄物等の発生量は高水準で推移している一方で用地取得の困難化や地域住民との調整の困難化等の理由から廃棄物処分場の確保は難しくなっており、廃棄物の量を減らしつつ適正に処分していくことは大きな社会問題となっている。また、経済の発展による環境負荷の増大や世界的な資源制約等の問題も顕在化しており、こうした問題を解決するためには、廃棄物等の発生抑制と適正な循環の利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が出来る限り低減される循環型社会の形成が急務である。循環型社会の形成に資する循環資源の適正な利用のためには再商品化する施設等の整備を促進していくことが緊急の課題となっている。</p> <p>施策の必要性</p> <p>近年における食生活の多様化や過度の鮮度志向等は大量の食品廃棄物を発生させていることから、平成13年5月に施行された「食品リサイクル法」に基づき、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の推進が図られているところであり、当該再生利用事業の実施には、設備整備に伴い相当の経費を要することから、これを軽減するための税制上の支援措置を引き続き講ずることによって再生利用可能量を向上させることが必要である。</p> <p>国の責務として、再商品化や再資源化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとしており、税制面においても支援することによってその促進を図る必要がある。</p> <p>こうしたことから、資源再生化設備等の加速的な導入促進を継続して図るため、法に基づく措置とあわせて、本制度の支援措置の延長が必要不可欠である。</p> <p>要望の措置の適正性</p> <p>再生処理とは、廃棄物処理の一つの手法であり、かかる施設の整備に当たって、廃棄物処理法律等に係る規制基準を遵守した施設の整備を図る必要があり、施設設置者自身が適正な整備を行うことが不可欠である。しかし、廃棄物の再生を行う処理施設の整備には、設備投資に多額の費用を要し、一般に中小零細事業者が多く資金力が脆弱である処理事業者が施設整備を進めようとしても資金の面から実現が困難である。そこで、税制上の優遇措置を講ずることによって経済的なインセンティブを与えることが、規制の実効性を確保しつつ施設整備を進める上で効果的である。</p>		
	今回の要望に関連する事項	政策評価体系における位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進
	政策の達成目標	<p>当該資源再生化設備等の整備により、食品廃棄物等の一層の減量化を推進するとともに、リサイクルの促進による資源の有効利用を図ることを目標とする。また、廃棄物の処理に当たって、発生抑制、再使用、再生利用を促進するとともに、再使用又は再生利用が適当でない廃棄物を焼却処分する場合に、技術的及び経済的に可能な限り熱回収が実施されることを促進する。</p> <p>食品に係る資源の有効利用の確保及び食品廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品関連事業者等の事業の健全な発展を促進し、循環型社会を構築する。具体的には、基本方針の中で、食品関連事業者は食品循環資源の再生利用等の実施率を平成24年度までに食品製造業にあっては85%、食品卸売業にあっては70%、食品小売業にあっては45%、外食産業にあっては40%へ向上させることとなっている。</p>	
	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間	
同上の期間中の達成目標	<p>当該資源再生化設備等の整備により、食品廃棄物等のより一層の減量化を推進するとともに、リサイクルの促進を図る。また、再使用又は再生利用が適当でない廃棄物を焼却処分する場合に、技術的及び経済的に可能な限り熱回収が実施されることを促進する。</p> <p>特にリサイクル率等の目標が設定されている項目に関しては、リサイクル率に見合う処理能力を十分確保できるよう設備整備の促進を目指す。</p> <p>食品に係る資源の有効利用の確保及び食品廃棄物の排出の抑制を図るととも</p>		

		に、減量化目標を達成できるよう、食品循環資源再生利用設備の整備を行う。																																																
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	(既存) 地方税(固定資産税) 廃棄物再生処理用設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置																																																
	予算上の措置等の要求内容及び金額	食品リサイクル推進事業費(22百万円 H22要求)																																																
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置は、食品リサイクル法の円滑な施行に必要な調査などを行うためのものであり、いわばソフト面での対応であるが、今般の要望は、リサイクルを実際に行う民間の事業者に対してハード面での支援を行い、施設の設置を推進することでリサイクルの推進を図るものである。																																																
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	<p>食品循環資源再生利用設備の整備が進捗し、食品産業全体における食品循環資源の再生利用等の実施率は上昇傾向にあるが、食品流通の川下に至るほど、廃棄物の発生が少量分散型となるなど再生利用がしづらくなることから、食品製造業の実施率は高いものの、卸、小売り、外食と順に低下していくため、引き続き本税制による支援が必要である。</p> <p>再生利用等の実施率の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食品製造業</td> <td>60</td> <td>66</td> <td>69</td> <td>72</td> <td>81</td> <td>81</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>食品卸売業</td> <td>23</td> <td>36</td> <td>45</td> <td>41</td> <td>61</td> <td>62</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>食品小売業</td> <td>22</td> <td>25</td> <td>23</td> <td>28</td> <td>31</td> <td>35</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>外食産業</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>17</td> <td>17</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>食品産業計</td> <td>37</td> <td>40</td> <td>43</td> <td>45</td> <td>52</td> <td>53</td> <td>54</td> </tr> </tbody> </table>		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	食品製造業	60	66	69	72	81	81	81	食品卸売業	23	36	45	41	61	62	62	食品小売業	22	25	23	28	31	35	35	外食産業	14	13	17	17	21	22	22	食品産業計	37	40	43	45	52	53	54
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																																										
	食品製造業	60	66	69	72	81	81	81																																										
	食品卸売業	23	36	45	41	61	62	62																																										
	食品小売業	22	25	23	28	31	35	35																																										
外食産業	14	13	17	17	21	22	22																																											
食品産業計	37	40	43	45	52	53	54																																											
租税特別措置の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>23</td> <td>18</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>減税見込額(百万円)</td> <td>173</td> <td>145</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>農林水産省の調査による。</p>		18年度	19年度	20年度	適用件数(件)	23	18	1	減税見込額(百万円)	173	145	0.3																																					
	18年度	19年度	20年度																																															
適用件数(件)	23	18	1																																															
減税見込額(百万円)	173	145	0.3																																															
租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	改正食品リサイクル法施行(平成19年12月)以降の再生利用事業計画の認定実績8件(平成21年3月末現在)のうち税制特例の適用は1件となっている。																																																	
前回要望時の達成目標	<p>当該再商品化設備等の整備により、食品廃棄物等の一層の減量化を推進するとともに、リサイクルの促進による資源の有効利用を図ることを目標とする。</p> <p>食品に係る資源の有効利用の確保及び食品廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品関連事業者等の事業の健全な発展を促進し、循環型社会を構築。具体的には、平成13年5月に公表されている基本方針の中で、食品関連事業者は食品循環資源の再生利用等の実施率を平成18年度までに20%へ向上、平成19年度以降も引き続き向上させるための目標設定を行うこととしている。</p>																																																	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	基本方針に掲げる平成24年度の目標に向けて、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の円滑な推進が図られてきたところであるが、引き続き再生利用等実施率の向上に努める。																																																	
これまでの要望経緯																																																		